相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２４年（家）第３０１９５号
事務所仙台市青葉区大町１丁目２番１号ライオンビル７階　荒井・今泉法律事務所
申立人　弁護士　今泉　裕光
本籍仙台市青葉区国見３丁目114番地の43、最後の住所仙台市青葉区国見３丁目４番８号、死亡の場所仙台市若林区、死亡年月日平成19年３月17日、出生の場所中華民国河北省寧河県軍糧城精穀会社社宅、出生年月日昭和17年６月18日、職業不詳
被相続人　亡　武東　拓雄
催告期間満了日　平成25年６月15日
仙台家庭裁判所

平成２４年（家）第９０１０号
秋田県大館市東台４丁目４番81号、事務所秋田県大館市字部垂町39番地３
申立人　弁護士　川田　繁幸
本籍山形県鶴岡市稲生１丁目19番地、最後の住所秋田県大館市城西町９番26―６号　エニーハウスＢ号、死亡の場所秋田県大館市、死亡年月日平成22年11月15日、出生の場所山形県鶴岡市、出生年月日昭和40年10月12日、職業不明
被相続人　亡　難波　寿昭
催告期間満了日　平成25年６月17日
秋田家庭裁判所大館支部

平成２４年（家）第７１７６３号
東京都新宿区新宿２丁目８番１号新宿セブンビル610大河法律事務所
申立人　水田　一彦
本籍東京都中央区日本橋富沢町２番地６、最後の住所東京都台東区三ノ輪１丁目27番11号台東区立特別養護老人ホーム三ノ輪、死亡の場所東京都台東区、死亡年月日平成22年４月25日、出生の場所東京府東京市芝区、出生年月日昭和４年３月19日、職業不詳
被相続人　亡　泉山　晃子
催告期間満了日　平成25年６月28日
東京家庭裁判所

平成２４年（家）第２１６７号
神奈川県小田原市中村原487番地の５
申立人　石井久美子
本籍福島県郡山市本町２丁目５番地、最後の住所神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋627番地湯河原老人ホーム、死亡の場所神奈川県足柄下郡湯河原町、死亡年月日平成22年３月17日、出生の場所福島県郡山市、出生年月日昭和20年１月11日、職業無職
被相続人　亡　千葉　幸夫
催告期間満了日　平成25年６月10日
横浜家庭裁判所小田原支部

平成２４年（家）第２８２６号
札幌市中央区大通西８丁目　レジディア大通西３階　名倉一誠法律事務所
申立人　名倉　一誠
本籍札幌市西区発寒12条11丁目９番、最後の住所札幌市手稲区富丘２条３丁目18番13号、死亡の場所札幌市手稲区、死亡年月日平成24年４月23日、出生の場所札幌市西区、出生年月日昭和52年２月２日、職業無職
被相続人　亡　三井　千秋
催告期間満了日　平成25年６月30日
札幌家庭裁判所

平成２４年（家）第１１１４号
埼玉県熊谷市宮町１丁目32番地林法律事務所
申立人　加藤　　潔
本籍岩手県久慈市山形町荷軽部第一地割64番地１、最後の住所埼玉県深谷市長在家1206番地１、死亡の場所埼玉県深谷市、死亡年月日平成22年４月18日頃、出生の場所岩手県九戸郡山形村、出生年月日昭和29年10月18日、職業不明
被相続人　亡　田代　由弘
催告期間満了日　平成25年６月14日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

平成２４年（家）第９８４号
千葉県船橋市前原西２丁目13番13号　大塚ビル５階　牧野法律事務所
申立人　弁護士　山下富佐子
本籍千葉県船橋市鈴身町298番地、最後の住所千葉県船橋市金堀町195番地　養護老人ホーム豊寿園、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日平成18年12月８日、出生の場所徳島県麻植郡西尾村、出生年月日大正８年３月４日、職業無職
被相続人　亡　鈴木キクヱ
催告期間満了日　平成25年６月10日
千葉家庭裁判所市川出張所

平成２４年（家）第１９５２号
神戸市中央区海岸通６番地　建隆ビルⅡ３階　神戸パートナーズ法律事務所
申立人　藤原　唯人
本籍神戸市長田区高取山町２丁目18番、最後の住所神戸市長田区高取山町２丁目22番６―107号、死亡の場所神戸市須磨区、死亡年月日平成21年11月８日、出生の場所和歌山県那賀郡岩出町、出生年月日大正14年３月25日、職業不詳
被相続人　亡　赤井　　實
催告期間満了日　平成25年６月10日
神戸家庭裁判所

平成２４年（家）第９１２９４号
東京都日野市万願寺４丁目25番地の６
申立人　松浦　信平
本籍神奈川県川崎市幸区神明町１丁目42番地、最後の住所東京都武蔵村山市伊奈平４丁目10番地の２　サンシャインホーム、死亡の場所東京都青梅市、死亡年月日平成24年５月２日、出生の場所東京府東京市淀橋区、出生年月日大正13年２月12日、職業無職
被相続人　亡　齋藤　しず
催告期間満了日　平成25年５月31日
東京家庭裁判所立川支部

平成２４年（家）第３６６号
大分県中津市大字島田105番地１ネクステージ302、事務所大分県中津市魚町1659―１
申立人　松浦　昭広
本籍大分県中津市耶馬溪町大字宮園10番地２、最後の住所大分県中津市耶馬溪町大字樋山路１番地１、死亡の場所大分県中津市、死亡年月日平成18年12月19日、出生の場所大分県下毛郡耶馬溪町、出生年月日大正８年２月５日、職業不明
被相続人　亡　藤原　花子
催告期間満了日　平成25年５月31日
大分家庭裁判所中津支部

公示催告中更正

平成２４年（へ）第１号
申立人　小林建材株式会社
代表者代表取締役　小林　信基
申立人代理人弁護士　大槻　　直
平成24年７月26日第5850号(14ページ・１段目)掲載の公示催告中、約束手形(1)の振出日が「平成24年５月15日」とあるのを「平成24年５月10日」と更正する。
平成24年11月13日　　松戸簡易裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第４９号
沖縄県うるま市字田場309番地１　川原団地７―103
申立人　平良美佐子
本籍沖縄県うるま市字田場110番地、最後の住所沖縄県国頭郡今帰仁村字越地38番地
不在者　玉城　公盛
昭和24年12月17日生
公示催告期間満了日　平成25年２月１日
那覇家庭裁判所名護支部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第５６号
鹿児島県南さつま市金峰町大坂928番地
債務者　株式会社南峰建設
代表者代表取締役　木落　大作
１　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大脇　通孝
４　破産債権の届出期間　平成24年12月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成25年２月４日午前10時
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第３３７号
宮崎市佐土原町下田島7912番地
債務者　株式会社福井工務店
代表者代表取締役　福井　輝文
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　郷　　俊介
４　破産債権の届出期間　平成24年12月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月22日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所破産係